高校生活心得について（令和７年度版）

高校生活

1　全般

・高校生として法令や道徳規範を遵守する。

・校則やマナーを遵守し、落ち着いて学習できる環境整備に努める。

・校舎・校具を大切にする。

2　校時について

校時については基本的に次のとおりとする。ただし、学校行事や定期考査等、学校の事情により変更する場合がある。

7 時 45 分	校 舎 解 錠	※ 始業から放課までの間は、原則学校内で生活する。 ※ マナビバがない日の放課の時刻は 15:20 です。 ※ 学校施設設備利用可能時間は、平日 7 時 45 分～17 時とする。ただし、担当する教職員の許可があれば、学校施設設備を利用して、課外学習やクラブ活動、その他の取組を行うことができる。 ※ 定期考査等、午前中授業の場合の完全下校は 17 時 00 分です。
8 時 40 分	始　　業	
8 時 40 分　～　12 時 30 分	午前中授業	
12 時 30 分　～　13 時 05 分	昼 食 休 憩	
13 時 10 分　～　15 時 00 分	午 後 授 業	
15 時 40 分	放　　課 （マナビバある日）	
17 時 00 分	校 舎 施 錠	
18 時 30 分(10 月～03 月) 19 時 00 分(04 月～09 月)	完 全 下 校	

3　欠席・遅刻・早退等

⑴ 欠席

・学校を欠席する場合は、原則保護者から学校へ電話または「すぐーる」で連絡を入れる。

⑵ 遅刻（朝の遅刻・授業遅刻）

・学校に遅刻する場合は、欠席の連絡と同様に学校へ連絡を入れる。

・遅刻した生徒は職員室で遅刻カードの記入をする。

・授業に遅刻した場合は、職員室で所定の用紙に記入し、教科担当者に渡してから授業を受ける。

⑶ 早退

・早退する生徒は担任の許可、または、保健室の許可をうけ、所定の手続きにより下校する。

欠席・遅刻の連絡先（「すぐーる」による連絡は時間を問いません）

学年ダイヤルイン番号　０５９９－５５－２８０６

（原則８：３０～　日によってはもう少し早くつながる日もあります）

身だしなみ

志摩高校生は、高校生らしく地域社会にも信頼されるよう、自分自身の頭髪・服装を整えること。

1 服装

登校時は制服を着用する。

⑴ 制服の規定

① 冬服

ブレザー・スラックススタイル	ブレザー・スカート／パンツスタイル	
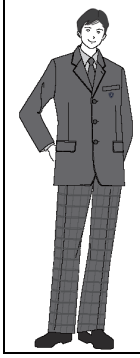 ・ブレザー ・シャツ ・スラックス ・ネクタイ	・ブレザー ・シャツ ・スカート ・ネクタイ またはリボン	・ブレザー ・シャツ ・パンツ ・ネクタイ

② 夏服

シャツ・スラックススタイル	シャツ・スカート／パンツスタイル
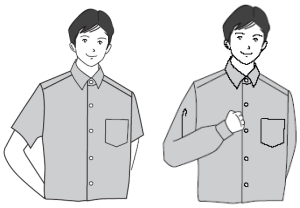 ・シャツ ・スラックス	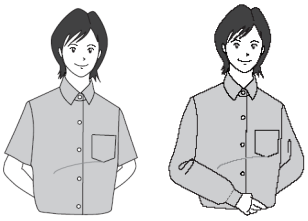 ・シャツ ・スカート またはパンツ

③ ベスト・セーター

・ベストまたはセーターは、学校指定のものを着用することができる。

④ 防寒具

・マフラー、ネックウォーマー、手袋、耳あては着用可。校舎内では外すこと。

・帽子、レッグウォーマーは着用不可。

・膝掛けは教室のみ使用可。廊下等で腰に巻く、肩にかけるなど、膝に掛ける目的以外に使用しない。

④ 防寒着

・防寒着は白、黒、紺などの単色で華美でないものとする。

・登下校のみ着用可とする。

・必ずブレザーの上に着用する

⑵ 制服の着用期間

冬服⇔夏服の移行については、気温等を考え各自適切に判断すること。

⑶ その他

週休日、祝日および長期休業中におけるクラブ活動のための登下校については、クラブ指定の学校名入りスポーツウェアを制服に替えて着用することができる。

2 その他の服装

⑴ 靴　　下　・華美でないもの
　　・ストッキングやタイツは冬期のみ許可する。
⑵ 靴　　・黒または茶色の革靴もしくは、スポーツシューズとする。
⑶ ベ　ル　ト　・黒または茶色など華美でないもの。
⑷ 校内スリッパ　・学校指定のもの

3 頭髪等

⑴ 髪　型　・高校生らしく端正・清潔、自然で目にかからない長さ。
　　・パーマ・毛染め・脱色・奇抜なヘアースタイル等はしないこと。
　　・ゴム・ヘアピンは華美でないもの。
⑵ 化　粧　・マニキュア、化粧、口紅、色つきリップなどを施さない。
⑶ 装飾品　・ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、カラーコンタクトなどは使用禁止

通学

交通法規・交通マナーを遵守する。

◆自転車通学について

⑴ 自転車により通学する場合は、二人乗り、並進、夜間無灯火での運転、傘さし運転、イヤホン等耳をふさぐようなものを着用しての運転、携帯電話を操作しながらの運転等はしてはならない。

⑵ 学校まで自転車で通学する生徒は、自転車通学許可届を提出し、許可された生徒は自転車点検を受け、所定のステッカーを自転車に貼ること。また、必ず施錠（二重ロック）すること。

運転免許

1 自動車免許取得について

進路先が内定した者は、卒業後の就職・進学に備え、３年生２学期の中間考査終了日以降自動車学校へ通学をすることができる。

※成績不振者･生活面で問題のある生徒は、成績や生活態度に改善が見られるまで自動車学校へ入校できない。

※入校後、学業成績が不振となった場合や生活面で問題が生じた場合は、自動車学校通学を継続できない。

２ 二輪車運転免許取得について

二輪車の運転免許取得については原則として禁止する。

アルバイト

在学中、長期休業中や土日祝日を利用して日々の生活や学業に影響がない程度のアルバイトを行うことができる。

アルバイトをする場合は次の条件を満たすこととし、学校に届け出をすること。

⑴ 学習成績、行動面及び学校生活全般において問題のないこと。

⑵ 保護者の同意があり、保護者の責任において実施できること。

⑶ 労働管理および条件において問題がなく、安全かつ適切な就労先であること。

ただし、１年生の１学期はアルバイトをすることはできない。

その他

１ 通信端末（携帯電話・タブレット・スマートフォン・スマートウォッチ等）の使用について

学校における通信端末の使用については、次の点に留意すること。

⑴ 授業時間中、担当教職員から使用の指示があった場合を除き、授業が行われている場所か否かにかかわらず、通信端末は原則使用することができない。

※通信端末は、音や振動を発しない状態にしておくこと。

⑵ 考査時における通信端末の所持は禁止する。

※考査時は、通信端末の電源を切り、カバンの中に入れておくこと。

⑶ 通信端末は、常に良識を持って利用すること。

※ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用した、誹謗中傷や煽り行為、個人情報の公開(書き込み、写真掲載など)、からかいやいじめ等、絶対にないようにすること。